

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券取扱登録店募集要項

1 目的

市内等の米販売施設において共通して利用できる「おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券」（以下「商品券」という。）を発行することにより、米の価格高騰に対する市民への支援及び米の消費・販売を促すことにより、「米離れ」を抑制し、生活者の食料品の物価高騰による負担を軽減するとともに、米をはじめとする農産物の地産地消の推進を図ることを目的として実施する。

2 商品券の概要

(1) 名称

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券

(2) 発行者

岡崎市

(3) 発行総額

974,100,000円（概算 令和7年12月1日現在の人口で確定）

(4) 発行枚数

500円券 2,292,000枚（概算 令和7年12月1日現在の人口で確定）

(5) 利用期間

配付された日から令和9年1月31日（日）

(6) 使用店舗

「おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券取扱登録店」として登録された店舗

3 取扱登録店の参加資格

岡崎市内及び隣接市町（豊川市、豊田市、安城市、西尾市、新城市及び幸田町）において、米（玄米又は精米したもの。米飯や米粉等調理・加工したものは含まない。）を販売する店舗とする。ただし、次に該当する者は除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業を行っている事業者

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 商品券の利用対象とならない取引、商品のみを取り扱う事業者

(4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である事業者

(5) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4 商品券の取り扱い

商品券は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とすること。

- (2) 現金化はできないこと。
- (3) 購入者に対して、つり銭の支払いは行わないこと。
- (4) 支払い不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (6) 商品券の紛失及び盗難、破損に対し、発行者はその責を負わないこと。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

6 取扱登録店の責務

- (1) 取扱登録店であることが明確になるよう、市が配付する広報資材を利用者が分かりやすい場所に明示すること。
- (2) 各取扱登録店において、本券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示しておくこと。
- (3) 商品券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市へ報告を行うこと。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名及び日付を記入又は押印すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買は行なわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された場合にのみ換金可能とする。
- (6) 期間途中で取扱登録店を脱退せず、商品券の利用期間中は継続すること。
- (7) 利用者から受け取った商品券は、換金時まで適切に管理を行うこと。紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、市は一切その責を負わない。

7 取扱登録店申請手続きについて

- (1) 提出書類
 - ・おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券取扱登録店申請書（様式第 1 号）
この要項に同意の上、必要事項を記入し、(2)に記載の提出先へ郵送、E メール、FAX 又は直接持参すること。必要書類は岡崎市役所農務課のホームページからダウンロードできる。
- (2) 提出先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市経済振興部農務課内
おかざき市民応援プロジェクト事務局

電話 23-6201
FAX 23-8970
Eメール nomu@city.okazaki.lg.jp

(3) 配付予定物

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券取扱登録店には、取扱店証明書、広報資材の配付を行う。

8 換金について

(1) 換金方法

登録された口座への振込

(2) 換金に必要なもの

ア 請求書（様式第2号）

イ 使用済み商品券

(3) 換金手数料

3%

（使用済み商品券の券面記載金額合計額の3%の額を手数料として取扱登録店へ支払う。）

(4) 換金期間

令和8年3月1日から令和9年2月15日までとする。

原則として、1か月分をまとめ、翌月15日までに換金を請求すること。

(5) 換金手続場所

事前に次の窓口に電話連絡の上、直接持参

（休日を除く毎週月曜日・水曜日・金曜日の9:00～15:00【変更の場合あり】）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市経済振興部農務課内

おかざき市民応援プロジェクト事務局

9 取扱登録店の取消等について

この要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱登録店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

10 その他

(1) 広報

取扱登録店情報は、商品券を利用できる登録店として、岡崎市のホームページ等で広報を行う。

(2) 事業実行団体

おかざき市民応援プロジェクトの事務は、岡崎市農林業振興推進実行委員会が実施する。

様式第1号

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券取扱登録店申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市農林業振興推進実行委員会長
所在地

氏名

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券の取扱登録店に申込みます。

公開情報 (市ホームページ等に掲載)	施設等名称	フリガナ		
	所在地	〒		
	販売時間・定休日等			
	販売形態	<input type="checkbox"/> 販売場所 (<input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 出張) <input type="checkbox"/> 配達 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	主な販売農産物	米（米の取扱いが無い場合は申請できません。）		
	P R コメント			
	問い合わせ先（電話番号・Eメール等）			
連絡先	担当者名	フリガナ		
	電話（連絡のつきやすい携帯等）		F A X	
	Eメール			
振込口座	金融機関名		支店名	
	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	口座名義	フリガナ		

様式第2号

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券換金請求書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市農林業振興推進実行委員会長

所在地

氏名

金

円

【内訳】

令和 年 月分

おかざき市民応援（米等食料品購入）商品券	500 円 × 枚 =	円 (A)
換金手数料	(A) × 3 % =	円 (B)
	計	円 (A + B)